専門学校静岡医療秘書学院

優待生入学金免除制度

※修学支援新制度該当者は、修学支援新制度を優先させていただきます

①下記の資格を1つでも有する者は10万円免除

・日本商工会議所 簿記検定	3級
・全国商業高等学校協会主催の検定	3種目 1級
・全国経理教育協会 簿記技能検定	2級
・全国工業高等学校協会主催の検定	2級
・実務技能検定協会 秘書技能検定	2級
・日本英語検定協会 実用英語技能検定	準2級
・日本漢字能力検定協会 日本漢字能力検定	準2級
・日本数学検定協会 実用数学技能検定	準2級

【必要な書類】 合格証書のコピーを【出願書類提出時】に同封してください

②高校3年生の1学期までの成績（5段階評価）が4．0以上で10万円免除

【必要な書類】 調査書（評定平均値、出席日数がわかるもの）を【出願書類提出時】に同封してください

③本学院卒業生のご息女や弟妹、または兄弟姉妹が同時に2名以上入学する場合10万円免除

【必要な書類】 血縁関係がわかる住民票等を【出願書類提出時】に同封してください

例1）

①有資格者 10万円

※上記①・②・③のうち、1つ該当する者

例2）

①有資格者 10万円 ＋ ②評定平均値4.0以上 10万円 ＝ 免除額 20万円

※上記①・②・③のうち、2つ該当する者

例3）

①有資格者 10万円 ②評定平均値4.0以上 10万円 ③卒業生・兄弟姉妹 10万円 ＝ 最大免除額 20万円

※上記3つ全てに該当する者でも、最大免除額は20万円となります

【必須条件】

・入学することを条件とする
・2年間のうち、留年または退学する場合は、免除額を納付していただきます
・在学中、成績不振や意欲欠如、欠席遅刻の増加、懲罰にあたる行為の場合、免除額を納付していただく場合があります